

「調査研究報告書－インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較」 の紹介

国際協力部教官
三浦 康子

インドネシア最高裁判所は、司法権基本法改正法（1999年法律第35号）に基づき、2006年までに、従前法務人権省等の行政機関に分属していた人事権、予算権等の司法行政権を一括して行使する権限を得た。これにより、司法権が行政権から独立した立場で改革に臨むことが制度的に担保された。

インドネシア最高裁判所は、2010年ブループリント（長期計画）により、2010年から2024年まで25年間の司法改革のあり方についての指針を示すなど、司法改革への努力を行っているが、未だ司法に対する国民の信頼を得るには至っていない。その障害の一つとなっているのが、民法、民事訴訟法などの基本法について、オランダ統治時代にオランダ語で制定されたものが現在でも適用されており、改正の目処が立っていないことである。

当部は、2011年度に、インドネシア法研究の第一人者である島田准教授にインドネシアの民事第一審判決等について調査を委託したところ、その調査の結果、判決のうち当事者の主張部分について、当事者の書面をそのまま引き写す形がとられており、主張整理が的確になされているかに疑念が生じた。今回は、民事訴訟法の改正がなされないまま1世紀以上を経た現在、民事訴訟第一審にどのような不都合が生じているのか、実際に民事訴訟第一審ではどのような訴訟進行がなされているのかについて、同准教授に調査を委託した。本調査により、判決に至るまでの審理過程にも判決と同様の課題があることが判明したように思われる。両報告書を併せて検討することにより、インドネシアの第一審手続の状況を全体として把握することができるものと思料する。